**宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援補助金に係る誓約書**

宮城県知事　村　井　嘉　浩　殿

私は、「宮城県中小企業等特別高圧電気料金支援補助金」（以下、補助金という。）の交付を申請するに当たり、次の内容について誓約します。

　この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を国、宮城県、市町村、警察、税務機関に提供することについて同意します。

|  |
| --- |
| **１　申請内容は事実と相違ありません。事実と異なることが判明した場合は、補助金の返還等に応じます。また、県から、返還の対象となる補助金に加え加算金等の納付を命じられた場合は、これに応じます。**  **２　県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、国、県等が行う訪問調査に協力します。**  **３　補助金の申請等に係る帳簿及び証拠書類は、交付の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存し、県からの求めがあったときは、当該書類の閲覧及びその写しの提出に応じます。**  **４　国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者ではありません。**  **５　発行済株式総額の２０パーセント以上を県が保有していません。**  **６　電気事業法第２条第１７号に規定する電気事業者またはこれに類する者ではありません。**  **７　法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人ではありません。**  **８　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者ではありません。**  **９　法人等（個人または法人をいう。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。また、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。**  **10　役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていません。**  **11　役員等は、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、関与もしていません。**  **12　役員等は、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 誓約日 | **令和　　年　　月　　日** |
| 法人名（法人の場合） |  |
| 代表者または個人事業者等の氏名 |  |